

鹿児島県中学校体育連盟規約

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本連盟は鹿児島県中学校体育連盟（略称県中体連）と称し事務局は会長指定の場所に置く。

第 2 章 組 織

第 2 条 本連盟は県下各市郡の中学校体育連盟（またはこれに準ずるもの）を以って組織する。

第 3 章 目的ならびに事業

第 3 条 本連盟は県中学校体育を振興して体位体力の向上に努め、スポーツの正常な発展を図ることを目的とする。

第 4 条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 中学校体育振興に関する調査・研究
2. 中学校体育に関する諸行事の企画運営
3. 中学校体育に関係ある諸団体との連絡提携
4. その他この連盟の目的達成に必要な事業

第 4 章 役 職 員

第 5 条 本連盟に次の役職員をおく。

会 長 1 名 副会長 3 名 理事長 1 名 副理事長 2 名
庶務・競技・研究各部正副部長・理事若干名 評議員若干名 専門部長及副部長若干名
専門委員若干名 監 事 2 名 会 計 1 名 書 記 2 名

上記のほかに、顧問・参与をおくことができる。

第 6 条 会長は本連盟を代表し会務と総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第 7 条 理事は理事会を構成する。

理事長は理事会を代表して会務を執行し、副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

第 8 条 庶務、競技、研究の各部長は各部の企画立案をし、その業務の推進にあたる。

副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。

第 9 条 評議員は評議員会を構成する。

第 10 条 専門部長・副部長・専門委員は専門部会を構成する。

第 11 条 監事は会計を監査する。

第 12 条 顧問・参与は会長の諮問に応ずる。

第 5 章 役職員の選出及び任期

第 13 条 評議員は各地区連盟より一名宛選出する。

第 14 条 会長・副会長・監事は評議員で選出し決定する。

第 15 条 理事はブロック毎に評議員の推せんにより選出する。なお会長委嘱による理事をおくことができる。

第 16 条 理事長、副理事長は理事会で理事の中より互選する。

第 17 条 専門部長・副部長・専門委員・会計・書記は会長が委嘱する。

第 18 条 地区選出の理事は、次のブロックで選出する。
(鹿児島市郡) (南薩地区・日置地区) (出水地区・川薩地区・伊佐地区)
(始良地区・曾於地区・肝属地区) (熊毛地区・大島地区)

第 19 条 役員任期は一年とする。併し再任を妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了しても後任者の就任までの職務を行う。

第 6 章 会 議

第 20 条 本連盟の会議は評議員会・理事会ならびに第10条による専門部会とし、会議はすべて会長が招集する。

第 21 条 評議員会は決議機関であり、決議事項は次のとおりとする。

1. 会長・副会長・理事の選出
2. 予算・決算の決議
3. 規約の改廃
4. 諸事業計画の審議決定
5. その他連盟の重要事項

第 22 条 理事会は評議員会の決議に基づき会務を処理する。緊急な場合は理事会は代行し、評議員会に報告する。

第 23 条 専門部会は当該部の研究及び大会の企画運営にあたる。

第 24 条 評議員会及び理事会の会議は構成員の過半数以上の出席をもってする。但し委任状は出席と認め、議決は出席人員の過半数をもってする。可否同数の時は会長が決定する。

第 7 章 会 計

第 25 条 加盟団体は毎年負担金を納入する。納入の額は評議員会でこれを定める。

第 26 条 本連盟の経費は次に掲げるもので支弁する。

1. 負担金
2. 補助金
3. 参加料
4. 寄付金
5. その他の収入

第 27 条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第 8 章 附 則

第 28 条 この連盟の運営に必要な細則は別に定める。

第 29 条 この規約は昭和51年2月17日より実施する。

- ・昭和42年4月1日制定
- ・昭和48年5月1日改訂
- ・昭和51年2月17日改訂
- ・昭和57年5月8日改訂
- ・平成15年2月20日改訂

細 則

1. 必要に応じて地区会長及び地区専門部長会を開くことができる。
2. 副会長3名の中1名は会長と同一単位団体より選出する。

〔 申 し 合 わ せ 事 項 〕

- ・負担金納入は一括して県中学校体育連盟事務局とする。納入期限は毎年6月末日までとする。
- ・第8条にある正副会長は正副理事長とともに事務局を構成する。